

事業計画の概要

【事業の全体計画】

排出事業者より排出され、運搬を委託された産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（許可品目は許可証参照）を、排出事業者の指定する処分業者のところまで運搬する。

排出事業者より排出され、収集運搬業者により搬入された産業廃棄物（許可品目は許可証参照）を、中間処理（選別・破砕）する。

排出事業者より排出された産業廃棄物（許可品目は許可証参照）を、排出事業場にて中間処理（破砕）する。

【処理計画量】

処理する産業廃棄物の量

1)施設の種類：選別

品目：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

処理能力：345.6m³/日（43.2m³/時間）

処理する産業廃棄物の量：4000t/月

2)処理の種類：破砕施設

品目：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず

処理能力：廃プラ2.9t/日、紙くず2.16t/日、繊維くず2.16t/日、ゴムくず5t/日

処理する産業廃棄物の量：100 t /月

3)処理の種類：破砕施設

品目：木くず

処理能力：4.96t/日（0.62t/時間）

処理する産業廃棄物の量：100 t /月

4)処理の種類：汚泥造粒固化設備

品目：汚泥（無機性汚泥に限る）

処理能力：1200m³/日（150m³/時間）

処理する産業廃棄物の量：12000m³/月

【具体的な計画】

1) 収集運搬業について

主に愛知県、岐阜県、三重県の建設業等の排出事業者より受け入れ、自社（愛知県）又は他社（愛知県、岐阜県、三重県）の中間処理施設または最終処分施設に運搬する。

品目：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

2) 処分業について

主に愛知県、岐阜県、三重県の建設業等の排出事業者より受け入れ、自社（愛知県）施設において選別、破砕の処理を行う。処理後に最終処分施設（愛知県、岐阜県、三重県等）に搬入する。また有価物について、再資源業者に売却する。

(a)選別

品目：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

(b)破砕

品目：木くず、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず

(c)汚泥造粒固化

品目：汚泥（無機性汚泥に限る）

【環境保全措置の概要】

1)運搬に際し講ずる措置

(a)廃棄物の飛散、破損防止について

飛散防止のため荷台にシート掛けを行う。

石綿含有産業廃棄物は区分し、コンテナにシート掛けする。
水銀使用製品産業廃棄物の運搬について破砕することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように以下のとおり運搬する。

- ・蛍光灯は廃蛍光灯専用ケースに入れ運搬する。
- ・運搬数が少数の場合は、専用ケース内に緩衝材を入れ運搬

する。

- ・他の物と混合しないよう、区分して収集運搬する。

(b)廃棄物の流出防止について

汚泥についてキラ等その類似物については、従来のコンテナ運搬ですが、泥状の場合はドラム缶等が運転中に転倒・流出することの飛散防止のため荷台にシート掛けを行う。水銀含有ばいじん等の運搬について揮発した水銀が大気中に拡散することのないように以下のとおり運搬する。

- ・燃え殻、汚泥、銹さい、ダスト類を蓋付きの容器（オープンドラム缶）に入れ運搬する。
- ・廃酸、廃アルカリを蓋付きの容器（ケミカルドラム缶）に入れ運搬する。
- ・直射日光により高温にならないようにするため、遮光シートで覆う。

(c)廃棄物の悪臭防止について

車両荷台を常に清掃し、悪臭防止に努める。

荷台にシート掛けをする。

(d)上記事項のとおり実施し、生活環境の保全上支障を生ずる

おそれのないように必要な措置を講ずる。

2)積替え又は保管施設において講ずる措置

(a)石綿含有産業廃棄物を保管する旨を記載した看板を設ける。

(b)石綿含有産業廃棄物がその他の物と混同するおそれのないように仕切りを設ける等の必要な措置を講ずる。

(c)シートで覆う等覆いを設けること、梱包すること等により飛散防止のために必要な措置を講ずる。

3)処分業に係る環境保全措置の概要

廃棄物はビニールシートで覆いますので飛散・流出は生じません。雨水や汚水の地下浸透防止及び排水の処理対策として敷地内はコンクリート舗装されています。雨水・汚水は雨水枡から三層油水分離槽を通してタンクに集められ、場内の散水に活用されます。枡・分離槽は定期的に機能点検を実施しています。敷地内にねずみ・蚊・蠅などの害虫が発生しないよう努め、万一発生した場合は薬剤散布等により駆除することで悪臭防止に努めています。また、場内を清潔に保つ為、定期清掃を実施しています。

【その他】

特になし